

建設業者の社会保険等未加入対策について

令和6年3月
岩国市契約監理課

社会保険等未加入対策については、建設産業における公平で健全な競争環境の構築及び現場の技能労働者の処遇改善を図るため、全国的に取組を進めているところです。

今後、更に社会保険等未加入対策を推進するため、本市においても下記の対策を行うこととしましたのでお知らせします。

1 下請業者への対策

令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う全ての工事（随意契約を含む。）について、一次下請業者は原則社会保険等加入業者に限定します。

2 社会保険等の加入状況の確認方法

受注者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書により確認します。

3 受注者への措置

特別な事情がある場合を除き、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した場合、受注者に対して以下の措置を行うこととなります。

（1）制裁金の課金：当該下請契約額の10%を課金

（2）指名停止措置：契約違反に該当し、2週間から4か月の指名停止

（3）工事成績評定点：指名停止措置に伴い10点から20点の減点

※下請業者の加入状況は、保険料の領収済通知書等により確認してください。

- ・「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険です。
 - ・「一次下請業者」は、建設業許可業者のみを対象としますが、建設業許可業者であっても社会保険等への加入が適用除外のものは対象外とします。
 - ・「特別な事情」とは、当該下請契約を締結しないと工事の施工が困難になることが明らかであると発注者が認めた場合で、個別に判断することとなります。
- なお、この場合においても、発注者が指定する期間内に社会保険等へ加入を義務付けるものとし、当該期間内に加入しなかった場合は、上記措置を行うこととなります。

4 建設業許可権者への通報等

二次以降を含むすべての下請業者について、社会保険等に未加入であることを確認した場合は、建設業許可権者に通報します。

建設業許可権者は、社会保険等の加入に係る指導等を行います。

5 その他

一次下請業者の社会保険等への加入義務については、別途工事請負契約書を改正します。